

船舶事故調査報告書

令和5年8月9日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）
委員 田村 兼吉
委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突
発生日時	令和4年8月25日 06時10分ごろ
発生場所	広島県江田島市能美島入鹿鼻西方沖 安芸俎礁灯標から真方位154° 1.6海里（M）付近 （概位 北緯34° 13.6′ 東経132° 22.4′）
事故の概要	漁船第一瀬戸丸は、北北西進中、また、漁船豊秋丸は、投網を行 いながら西進中、両船が衝突した。 豊秋丸は、船長及び甲板員が負傷し、船尾部に破損等を生じ、ま た、第一瀬戸丸は、船首部外板に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和4年9月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（広島事務 所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等 L×B×D、船質 機関、出力、進水等	A 漁船 第一瀬戸丸、11トン HS2-3314（漁船登録番号）、広島県漁業協同組合連合 会 17.79m（Lr）×3.83m×1.42m、FRP ディーゼル機関、660kW（動力漁船登録票による）、平成 22年6月28日 B 漁船 豊秋丸、4.8トン HS3-23994（漁船登録番号）、個人所有 10.62m（Lr）×3.08m×1.02m、FRP ディーゼル機関、漁船法馬力数15、昭和63年7月28日
乗組員等に関する情報	A 船長A 44歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 平成9年10月23日 免許証交付日 令和4年4月27日 （令和9年10月22日まで有効） B 船長B 72歳 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和49年11月16日 免許証交付日 令和元年8月9日 （令和7年5月15日まで有効）

死傷者等	A なし B 重傷 2人（船長B及び甲板員B）
損傷	A 船首部外板に擦過傷 B 船尾部に破損及び亀裂
気象・海象	気象：天気 晴れ、風向 南東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏
事故の経過	<p>A船は、船長A及び甲板員1人が乗り組み、江田島市^{おのなきび}大奈佐美島北東方沖の漁場から漁獲物を運搬する目的で、令和4年8月25日05時40分ごろ広島県^{くれ}呉市^{くらはし}倉橋町^{すがわ}須川の係留場所を出航し、江田島市^{かの}鹿川港^{かわ}で氷を搭載した後、能美島西方沖を約22ノット（kn）の速力（対地速力、以下同じ。）で北北西進した。</p> <p>船長Aは、レーダーを0.75Mレンジとし、操舵室中央の椅子に腰を掛けて操船し、能美島西岸及び江田島市^{おおぐろかみ}大黒神島北北東方沖の^かき筏群の間を抜けた後、船首部に設置された大型の容器（以下「本件大型容器」という。）により船首方に死角を生じるので、時々船首を左右に振り、体を左右に動かして、船首方を確認しながら航行した。（写真1参照）</p>  <p>写真1 A船（本事故後の状態。船首部の本件大型容器は、本事故当時より高さを約20cm低く切除した状態）</p> <p>船長Aは、左舷船首方に反航の小型船1隻を認めたので、右舷船首方を同航していた別の小型船との間を通航するように、椅子に腰を掛けて同じ姿勢で針路を維持して航行を続けていたところ、船首方約15mにB船の操舵室を認め、右舵を取って避けようとしたものの、間に合わず、06時10分ごろA船の船首部とB船の船尾部とが衝突した。</p> <p>船長Aは、機関を中立運転として周囲を確認後、海面にいた船長B及び甲板員1人（以下「甲板員B」という。）を救助し、消防に救急車を要請し、江田島市^{みのう}美能漁港に向かった。</p> <p>B船は、船長B及び甲板員Bが乗り組み、入鹿鼻西方沖で刺し網漁を行う目的で、05時30分ごろ美能漁港を出港し、入鹿鼻西端付近に向かって南進した。</p>

船長Bは、入鹿鼻西方沖約50mに到着したので、目視で周囲を見て接近する船舶など他船がないことを確認した後、機関を微速力運転とし、船尾部中央に座り、リモコン操舵で操船を行いながら西方に向って約3.5knの速力で投網を開始した。

船長Bは、左舷側にいた甲板員Bと共に漁網を絡ませないように繰り出す作業を続け、投網していた網の残りが少なくなったので、周囲を確認したところ、左舷方約15mに真っ直ぐに接近してくるA船を認め、操舵室の方に避退したものの何もできず、B船とA船とが衝突し、甲板員Bと共に海面に放り出された。(写真2参照)



写真2 B船（本事故後、係留中）

船長B及び甲板員Bは、接近してきたA船に救助され、A船で美能漁港に入港後、江田島市内の病院に搬送され、翌日、同市内の別の病院で、船長Bが全身打撲症、左胸部打撲傷兼左胸肋骨骨折症、右手背部切創及び両足肢打撲兼擦過創等と診断され、甲板員Bが全身打撲症、胸部打撲症、背部打撲症、頸椎捻挫及び頭部打撲症等と診断された。

(付図1 事故発生経過概略図 参照)

その他の事項

A船は、本事故当時、船首部に、甲板上高さ約1.5m、幅約2.1mの漁獲物を一時保管する本件大型容器が設置されており、操船者が椅子に腰を掛けた状態で、正船首から左右約10°の死角を生じていた。

船長Aは、A船での漁獲物の運搬業務に約3年従事しており、航行時には、いつも死角を補う見張りを行いながら操船を行っていた。

船長Aは、A船の甲板員については、漁獲物の運搬業務の際に乗り組ませていたものの、漁場での漁獲物の積込み及び帰港後の漁獲物の車両運搬業務を兼務させていたので、漁場に移動する時には、休ませるようにしていた。

船長Aは、能美島西岸及び大黒神島北北東方沖のかき筏群の間を抜けた後、船首方の死角を補う見張りを行いながら船首方を確認した際、B船が入鹿鼻の陰にいたか、入鹿鼻の西端付近にいて陸岸と判別

	<p>できない状況であり、B船に気付かなかったので、その後、船首方に他船がないと思い、操船を続けたのではと本事故後に思った。</p> <p>船長Bは、刺し網漁の投網をいつも同じ場所で、投網の前に周囲に他船がないことを確認してから行っており、本事故当時、目視で周囲を見て接近する船舶など他船がないことを確認したので、投網作業を行う約7～8分であれば、B船の近くまで接近する船舶がないと思い、甲板員Bと共に投網作業に集中していた。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、投網作業において、救命胴衣に網が引っ掛かる場合があることを考慮し、救命胴衣を着用していなかった。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象等の関与 判明した事項の解析</p>	<p>A あり、B あり A あり、B なし A なし、B なし</p> <p>A船は、本件大型容器により船首方に死角を生じる状況下、約22knの速力で北北西進中、船長Aが、船首方に他船がないと思い、椅子に腰を掛けて同じ姿勢で、針路及び速力を維持して航行を続けたことから、船首方至近にB船の操舵室を視認し、右舵を取って避けようとしたものの、間に合わず、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Aは、能美島西岸及び大黒神島北北東方沖のかき筏群の間を抜け、船首を左右に振るなどして船首方を確認した際、B船が、入鹿鼻の陰にいたか、入鹿鼻の西端付近にいて陸岸と判別できない状況であったことから、B船に気付かず船首方に他船がないと思い、椅子に腰を掛けて同じ姿勢で、操船を続けた可能性があると考えられる。</p> <p>B船は、投網を行いながら約3.5knの速力で西進中、船長Bが周囲に接近する他船がないと思い、投網作業に集中して航行を続けたことから、左舷方至近に接近するA船を視認したものの、何もできず、A船と衝突したものと考えられる。</p> <p>船長Bは、本事故当時、投網の前に目視で周囲を見て接近する船舶など他船がないことを確認していたことから、投網作業を行う約7～8分であれば、B船の近くまで接近する船舶がないと思い、甲板員Bと共に投網作業に集中していたものと考えられる。</p> <p>船長B及び甲板員Bは、投網作業において、救命胴衣に網が引っ掛かる場合があることを考慮したことから、救命胴衣を着用していなかったものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、能美島入鹿鼻西方沖において、A船が本件大型容器により船首方に死角を生じる状況下、約22knの速力で北北西進中、B船が投網を行いながら約3.5knの速力で西進中、船長Aが、船首方に他船がないと思い、椅子に腰を掛けて同じ姿勢で、針路及び速力を維持して航行を続け、また、船長Bが周囲に接近する他船がないと</p>

	<p>思い、投網作業に集中して航行を続けたため、両船が互いに接近していることに気付くのが遅れ、衝突したものと考えられる。</p>
<p>再発防止策</p>	<p>A船は、本事故後、船首方の視界を確保するため、本件大型容器の上部約20cmを切除する工事を施し、見通しを改善した。</p> <p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、船首部の構造物などによる死角を補う見張りを行っても、高速力で航行している場合は、他船と急速に接近すること及び他船が陸岸の陰などから近づくことがあることを、十分に考慮し、船首を振ることなどを継続し、常時適切に死角を補う見張りを行うこと。 ・ 船長は、周囲を航行する船舶との行き会いの状況が生じ、船首を振ることができない場合は、頻繁に立ったり、体を側方に移動させたりして見張りを行うなど死角を補う見張りを効果的に継続すること。 ・ 船長は、投網作業の前に周囲を確認して他船を認めず、投網作業が短時間であっても、速い速力の船舶が遠方から接近してくる場合があることを考慮し、投網作業のみに集中することなく、常時適切に周囲の見張りを行うこと。 ・ 海上での事故において負傷者が発生した場合には、消防に通報を行うのみならず、海上保安庁にも通報を行うこと。 ・ 甲板上において作業などを行う際は、必ず救命胴衣を着用すること。

付図1 事故発生経過概略図

